

文化芸術創造拠点形成事業について

1. 趣旨

本市では、枚方市文化芸術振興条例に定める基本施策を総合的に実施するため、平成 28 年度に「枚方市文化芸術振興計画」を策定しました。また、令和元年度には、枚方市総合文化芸術センターが同計画を推進するための核として十分に機能するものとなるよう、枚方市文化芸術振興審議会より「文化芸術振興計画を踏まえた拠点施設の運営について」答申をいただきました。

現在、同計画や審議会からいただいた答申の内容を実現させる一助として、文化庁の「文化芸術振興費補助金」を活用し、文化芸術創造拠点形成事業を実施しています。

同事業の実施にあたり、令和 4 年度からは、文化庁から文化芸術に携わる専門人材の起用が求められており、本市としては、枚方市文化芸術振興計画の策定に携わっていただいたほか、策定後も計画について進捗状況を確認・助言をいただいている「枚方市文化芸術振興審議会」を専門人材として位置づけさせていただきました。

このことから、改めて事業の内容についてご説明するとともに、同事業に対してご意見等を求めるものです。

2. 対象事業（文化芸術創造拠点形成事業）

- (1) 小学校アウトリーチ事業
- (2) ひらかたジュニアブラスバンド事業
- (3) 中学校オーケストラ鑑賞事業
- (4) コミュニケーション授業
- (5) 市民総合文化祭

※各事業の詳細については、資料 2-2「文化芸術創造拠点形成事業」を参照